

弘前市都市計画図

S=1:10,000 (A0)

弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）【総括図】



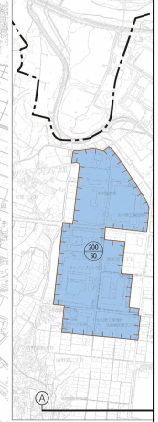
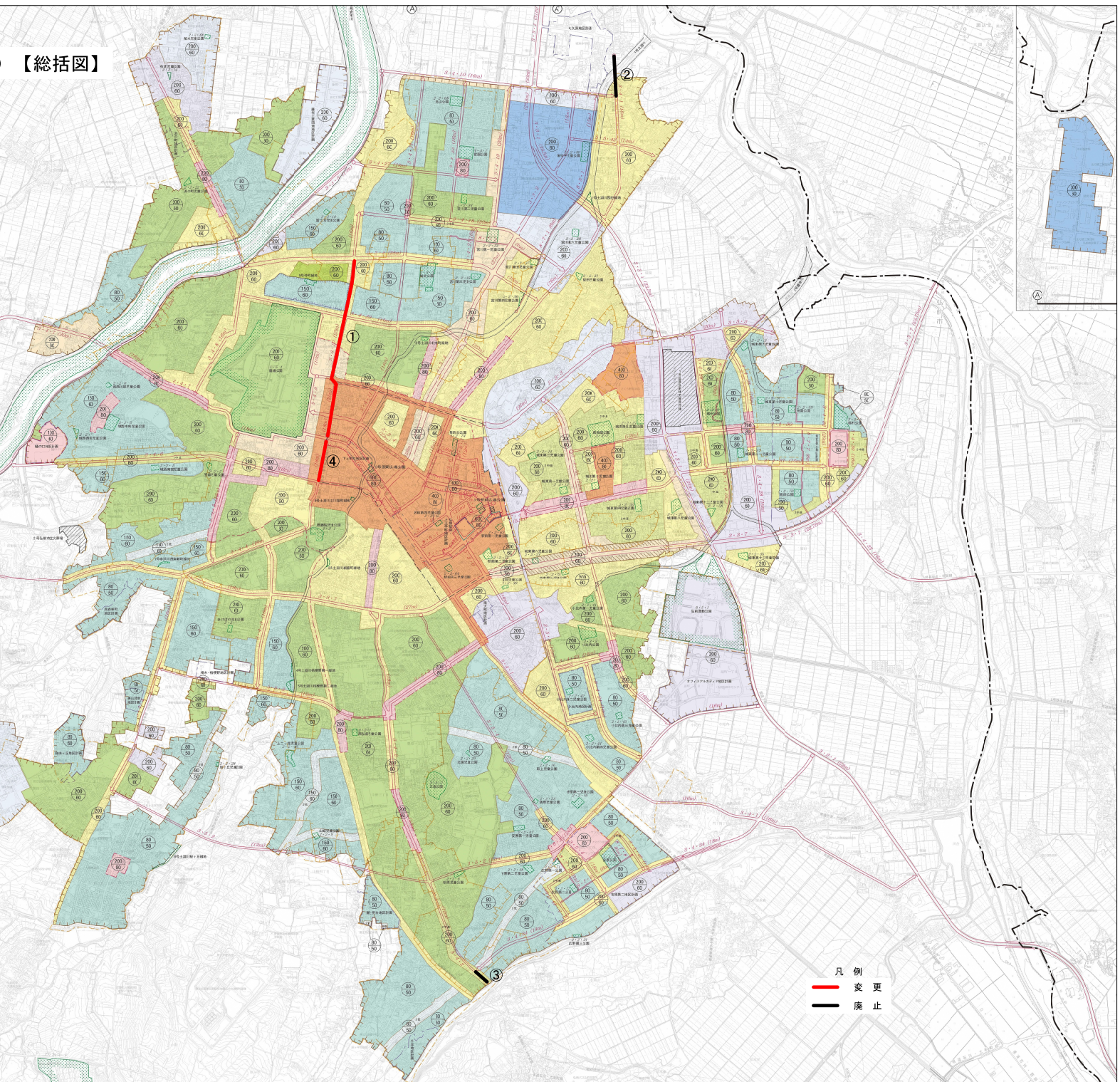
途中番号	路線名	変更項目	変更の内容		備考
			変更前	変更後	
①	3・3・10号元寺町向外線 3・4・36号元寺町西城北線	路線番号	3・3・10号	3・4・36号	箱根変更に伴う路線番号の変更
		名称	元寺町向外線	元寺町西城北線	名称変更
		幅員 車線の数	25m 4車線	16m 2車線	幅員25m、18mの区間を16mに変更 4車線から2車線に変更
②	3・4・1号和徳線 3・4・1号撫牛子超越線	名称	和徳線	撫牛子超越線	名称変更
		起点 延長	大久保字富本 約9,080m	撫牛子二丁目	起点部の延長約300m区間の廃止
③	3・4・2号富田千年線 3・4・2号富田広野線	名称	富田千年線	富田広野線	名称変更
		終点 延長	大清水字下広野 約2,990m	広野一丁目	終点部の延長約130m区間の廃止
④	3・4・4号元寺町小沢線 3・4・4号元寺町大原線	名称	元寺町小沢線	元寺町大原線	名称変更
		幅員	18m	-	幅員18mの区間を16mに変更

凡例

行政区域	都市計画道路
市界	都市計画道路
町界	都市計画道路
大字界	都市計画道路
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第三種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域

用途地域による建築物の高さ制限の概要

用途地域	建築物の高さ制限
第一種低層住居専用地域	20m
第二種低層住居専用地域	15m
第三種低層住居専用地域	10m
第一種中高層住居専用地域	30m
第二種中高層住居専用地域	25m
第一種住居地域	25m
第二種住居地域	20m
商業地域	30m
準工業地域	25m
工業地域	20m
工業専用地域	15m



凡例
— 変更
— 廃止